

規制機関が具備すべき権限・任務

IAEA の基本安全原則

3.10 規制機関は、以下を満たさなければならない。

- 自らの責任を完全に果たすために適切な法的能力、技術及び管理能力、並びに人的、資金的資源を有すること
- 利害関係者から不当な圧力を受けないように、許認可取得者及びその他の全ての機関から独立であること。
- 施設と活動の安全性(人と環境を含む)と規制手続きについて周囲の団体、公衆、許認可取得者及び情報メディアに伝達する適切な手段を有すること。
- 適宜、開放的で誰でも参加しやすいプロセスにより、周囲の団体、公衆及び利害関係者の意見を求めること。

上記の基本安全原則にのっとり、規制機関は、下記の権限等を持つことが必要である。

1. 勧告権

規制機関は、政府各部門及び政府機関に対する勧告件を持たなければならない。

2. 独立性

- ①規則の制定、改正
- ②許認可権等(原子炉等規制法での権限)
 - ・ 許可(免許)
 - ・ 認可(工事計画、保安規定、保障措置等)
 - ・ 検査(使用前検査、定期検査、保安検査、保障措置検査等)
 - ・ 許認可の取消
 - ・ 報告徴収
 - ・ 罰則
- ③予算の要求と執行・管理
- ④人事権

3. 助言

原子炉等規制法の規制権限に加え、緊急時に、事業者及び政府機関に対し、助言を行う。

4. 説明責任

IAEA安全基準 (GSR Part1 - 2.8)

要件4：規制機関の独立性

2.8 実効的に独立しているためには、規制機関は、割り当てられた責任を適切に果たすのに十分な権限及び十分な職員を持たなければならない。また、十分な財的資源を利用できなければならない。規制機関は、変化する政治環境又は経済条件に関する圧力、あるいは、政府各部門又は他の組織からの圧力のような、安全を損なう可能性のある如何なる不当な影響にも左右されないで、独立した規制判断と決定がなされなければならない。さらに、規制機関は、施設及び活動の安全に関連した事項について、政府各部門及び政府機関に対して独立した助言を与えられなければならない。

新たな「規制」と「推進」の役割分担

規制(原子力規制委員会)

- 経産省から、原子力規制を切り出す
- 独立した原子力規制委員会が、技術的観点から、原子力の規制を実施
- 原子炉の再稼働や、核燃料サイクルなどのバックエンドを含む原子力政策については、「安全規制に関する判断」のみ規制委員会が所掌
 - 再稼働や原子力政策などの政策判断は、経済産業省や原子力委員会の所掌
- 規制委員会は、安全性について判断はするが、「安全なものを動かす」のは役割外
- 原子炉等規制法に則り、原子力施設の技術基準等への適合性を淡々と判断
- パブコメを行いつつ、基準を作り、適合性を判断
 - 専門技術的裁量は極力狭くすべき
 - デュープロセスの徹底
 - 規制プロセスの透明化
- 国民や地元への説明責任を果たすことが重要

推進(経産省・エネ庁等)

- 現行体制から、原子力規制が規制委員会に移行するだけの変更
- したがって、
 - 経産省が担っているエネルギー政策(原子力の推進の役割)は変わらず
 - 原子力委員会が担っている原子力政策も変わらず
- 経産省や原子力委員会は、原子力規制については発言権はない
 - しかし、原子力の安全性の説明や国民の理解増進は、経産省等の役目
- また、規制委員会が説明責任は果たしていない場合などは、委員会が義務を果たすよう求めることもありうる
- 上記の観点から、推進と規制が公開で議論することも起こりえる

原災本部の任務における指揮分担のイメージ

原災本部長(総理)の指揮

オフサイト(被災者対応)

自衛隊・消防庁等各政府機関への命令
各種現地本部・会議の設置 各機関への支援要請
汚染調査 健康相談 風評被害対策
広域被害状況の把握 避難指示 災害派遣

オンサイト(危機回避及び炉の安定冷却等のための応急措置)

自衛隊・消防庁等各政府
機関への命令、関係機関
への支援要請

原子力規制組織による独立指揮

科学的評価・分析・判断
事業者への命令(炉規法関連)

原子力安全庁(仮称)の仕事(イメージ)(案)

今回の事故を受けて、原子力安全庁(仮称)の業務は、「規制による事故の未然防止」に加え「原子力災害による国民の健康被害等の防止(危機管理を含む。)」や「原子力起因の放射能汚染への国民の不安への対応」の重要性が拡大。(この業務の執行への国民の信頼を得る上で、原子力安全庁(仮称)の「独立性」と「透明性」を担保することが重要。)

平時	緊急時(原子力緊急事態宣言発令時)
<p><u>平時の仕事(安全規制による原子力災害の予防等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針、基準等の策定(法令による透明化) ・事業者の継続的な安全向上を促す規制の実効的な実施 ・最新の知見による不断の規制の見直し ・国際交流、調査研究を通じた最新の知見の獲得 	<p><u>災害時の仕事(国民の生命・身体・財産の保護等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策本部の事務(正確な情報に基づく確な避難指示、<u>事故原子炉等の鎮圧の指揮等</u>)を、事務局としてサポート <p>(主として)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地サイトにおける事態の把握と国民への的確な情報提供 ・ERC(サイト等との情報インフラを抜本的に強化)の運営による正確な情報の把握、本部への伝達、住民・国民・海外への的確な情報提供 ・緊急時モニタリングの司令塔及び主体的実施
<p><u>災害を想定した仕事(原子力災害に日頃から準備等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針、マニュアル等の策定 ・災害を想定した実践性のある訓練等の防災対策の実施 ・立地・周辺自治体との協力・連携関係の構築 ・ERSS/SPEEDI、防災情報ネットワークの構築、維持 ・核セキュリティへの的確な対応 	<p>(参考:原子力災害対策本部として、他省庁等と協力して実施する仕事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導 ・飲食物の摂取制限 ・人員、物資の輸送 ・被災者の生活支援 ・応急医療・救護 等 <p>※ 上記の業務のうち、原子炉等の状況に関する情報や、放射線に関する専門的知見を要する部分については、原子力安全庁(仮称)が責任を持って対応する。</p>
<p><u>災害後の仕事(安全面から災害後処理の管理等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故原子炉等の後処理の安全面からの管理 ・事後のモニタリングの司令塔機能(実施と評価) 	
<p><u>原子力起因の放射能汚染への国民の不安への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の不安を的確に受け止めた原子力起因の放射線リスクの明確化 ・事後のモニタリングの司令塔機能(実施と評価)(再掲) 	

IAEA国際専門家調査団報告書

<2011年6月・ウエイマン報告書(保安院仮訳)>

「3. 主な所見、結論、および教訓」

教訓16

政府の役割は、確実に適切な法律と規定が定められ、…
**規制機関が実際に事業者およびその他の機関から独立し、
関係当事者からの不当な圧力を受けないことを保証するこ
とにある。これらの役割と責任は、緊急時においても混同
すべきではない。**

しかし (However, <とはいえ>)、そうした状況においては、
公衆の最適な防護を保証し、適切な情報が入手できるよう
にするために**緊密な協力 (close cooperation) が求められる。**
このことは特に、…**苛酷事故において重要**である。

■「大統領なら指示せぬ」

東電福島第一原発事故の原因を検証する国会の事故調査委員会は27日、参考人として米原子力規制委員会(NRC)のリチャード・メザープ元委員長を招き、米国の安全規制や事故発生時の政府の対応などについて聴取した。

原発事故の際、原子炉から気体を出す「ベント」を、当時の菅直人首相が指示した。メザープ氏はこれを念頭に「米国では考えられない。大統領が決めることだ」と明言した。

■首相指揮に疑問

東京電力福島第一原発事故に関する国会の事故調査委員会(黒川清委員長)は27日、東京都内で第5回委員会を開いた。米原子力規制委員会(NRC)のメザープ元委員長は、原発外での対応について「トップ(政府)で判断するより、必要な機関への権限委譲でもっと適切な決定ができた可能性がある」と指摘した。原発構内の対応については「原発の安全担保は電力事業者が責任を持って担う。(日本のように)大統領がベント(原子炉格納容器からの排気)の指揮をすることは考えられない」と疑問を呈した。

官邸主導の対応疑問

国会事故調で米規制委元委員長

原発ベント首相指示「米ではありえない」

NRC元委員長 国会の「東京電力福島第一原発事故調査委員会」(委員長＝黒川清・元日本学術会議会長)は27日、国会内で第5回委員会を開き、リチャード・メザープ元米原子力規制委員会(NRC)委員長から参考人聴取した。メザープ氏は、東電福島

第一原発事故で菅首相(当時)が放射性物質を含む蒸気を外部に放出する「ベント」の実施などを指示したことに加え、「米国では考えられない。そんな決定を大統領がすることはない」と述べた。また、米国での原発事故発生時の対応について「規制当局(NRC)と事業者が緊密に連携する。基本的に責任を取るのは事業者というのが徹底されている」と指摘した。

米原子力規制委員会(NRC)元委員長のリチャード・メザープ氏が二十七日、国会の福島第一原発事故調査委員会(黒川清委員長)の第五回会合に出席した。菅直人首相(当時)が格納容器のベント(排気)を指示するなど事故の初動対応が首相官邸主導で行われたことに、「米国では大統領が意思決定することは考えられない」と述べ、指揮系統のあり方に疑問を示した。

リスク認め公開を



メザープ氏

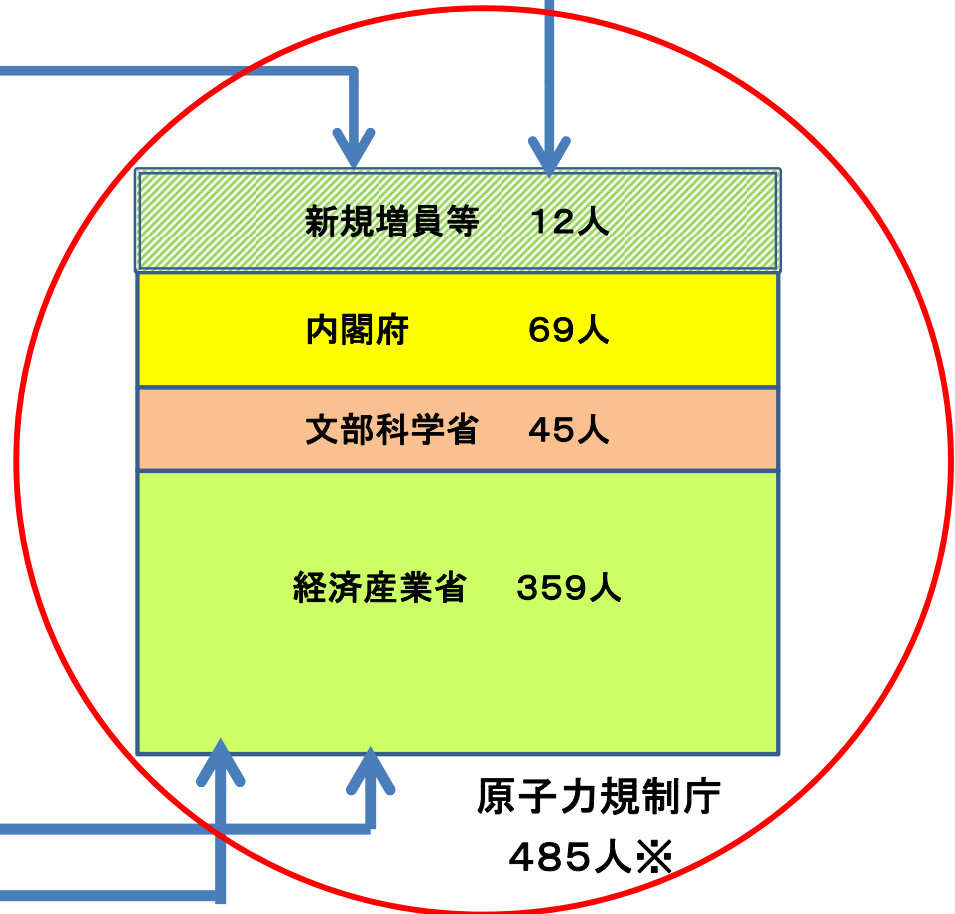
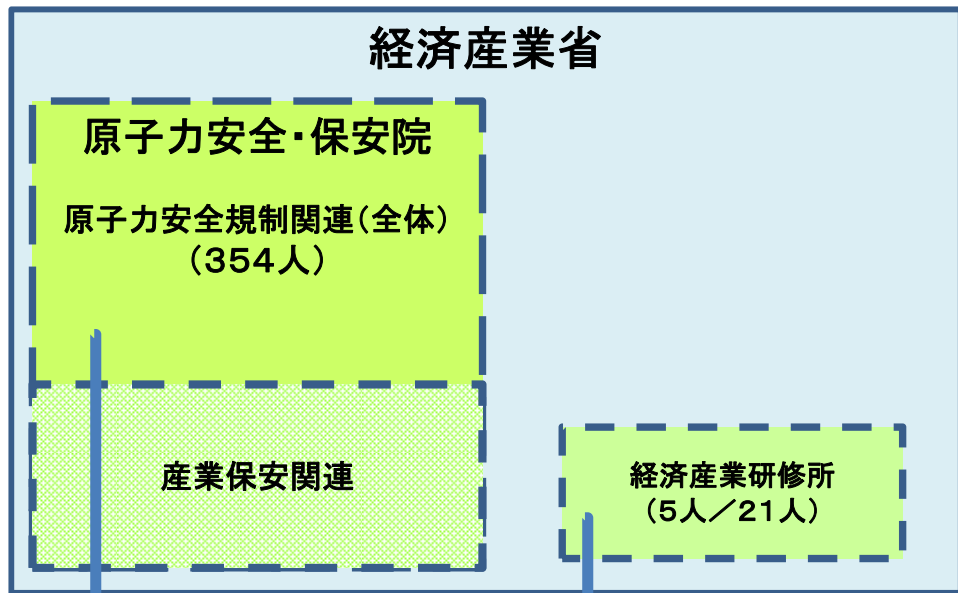
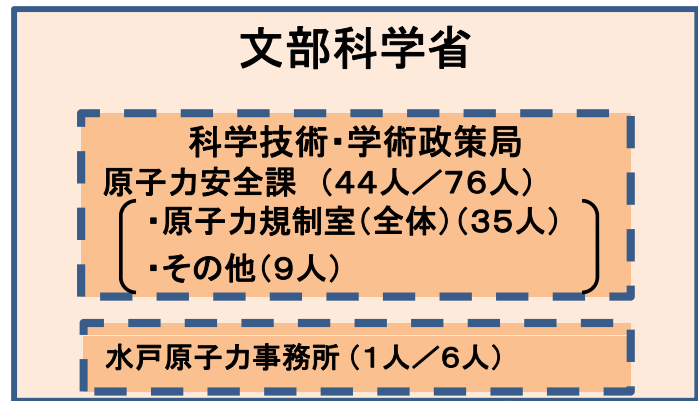
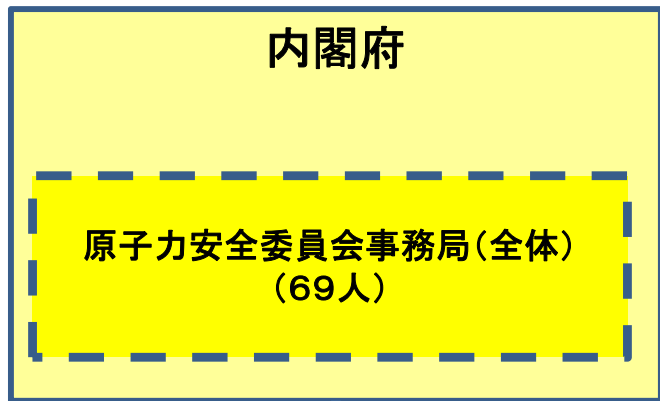
メザープ氏は「規制機関は政治的介入や事業者から自由でないといけない」と指摘。

事故対応では、責任の所在を明確にするため、「どのレベルの人がどの問題に対処するのか事前に決めておくことが重要」と述べた。事業者に対しては、

安全確保や事故対応の「てくれる」と語り、責任を第一義的に負うのが原則とした上で、「規制機関が定めた基準を満たしているから十分という甘えは許さない」と強調。絶対に重大な原発事故は起きないとの日本の「安全神話」に対しては、米国ではNRCや事業者が原発には一定のリスク(危険)があることを認め、リスクを最小化する努力をしていると説明。「正直に言えば人々は受け入れた。一方、国会事故調をめぐっては、調査対象の細野豪志原発事故担当相が、原子力規制庁設置関連法案を説明するため、黒川氏と面会した問題がある。黒川氏は「細野氏から申し入れがあったので説明を聞いた。国会での議論に資した」と述べたことと「と述べたことと認め

平成24年3月6日予算委員会 塩崎恭久(自民党)
出典: 2012年2月28日各紙報道
(左上)毎日新聞、(右上)朝日新聞
(左下)東京新聞、(右下)読売新聞

原子力規制庁の定員について



※地方環境事務所の定員5人を含む

「原子力規制庁」の人事ルール

【指定職】

経済産業省・文部科学省からの職員はノーリターン。環境省内、独立行政法人（原子力安全基盤機構）等への人事異動は有り。他の府省との人事交流も有り。

【政令職】

経済産業省・文部科学省からの職員は、原則としてノーリターン。環境省内の相当職でしっかりと遇する。独立行政法人（原子力安全基盤機構）等への出向、他の府省との人事交流も有り。

○特定のポストを特定の省の指定席とはせず、適材適所の人事配置とする。適性と能力を基に、原子力規制庁長官が配置を決定。

○今般の組織改革が看板の掛け替えに終わることは許されない。そのため、いわゆる腰掛け人事は一切行わない。ただし、規制庁に所属後、一定期間を過ぎても馴染めない場合や適性に課題がある場合の復帰は可能。また、成果を挙げ、役割を果たした後で、本人が希望する場合も、復帰を認める場合がある。

○できる限り早期に、原子力規制を主に担う職員が主流になることが、新組織が信頼を得る上で必須であり、その実現が外部から見ても納得できる人事システムとする。特に、指定職については、新組織において政令職を経験した者から登用することを原則とする。

IAEA基準における「独立性」要件の比較

業務、独立対象		政府案 (規制庁案)	三条委員会案 (国際標準)
業務の独立性	権限	△? (政府の一省庁)	○
	人事	△? (大臣・内閣が任命)	○ (国会同意人事、身分保障)
	予算	△? (環境省予算・エネ特)	○
独立対象	原発推進	△? (政府の一省庁)	○
	その他行政	×? (政府の一省庁)	○
	政治	×? (政府の一省庁)	○

原発規制の独立性の国際比較

国名	米国	フランス	英国	日本	
				政府案	3条委員会案
政府からの独立性	独立 (NRC)	独立 (ASN)	独立 (ONR)	政府の 一省庁	独立 (3条委員会)
許認可 (免許)	NRC (原子力規制委員会)	ASN (原子力安全機関)	ONR (原子力規制局)	環境大臣 (委任)	3条委員会
規制				政府の一省庁 (原子力規制庁)	
原子炉の 緊急事態 (オンサイト)				総理 (原災本部長)	
危機管理 (オフサイト)	DHS- FEMA-州	国-県	国	総理 (原災本部長)	総理 (原災本部長)

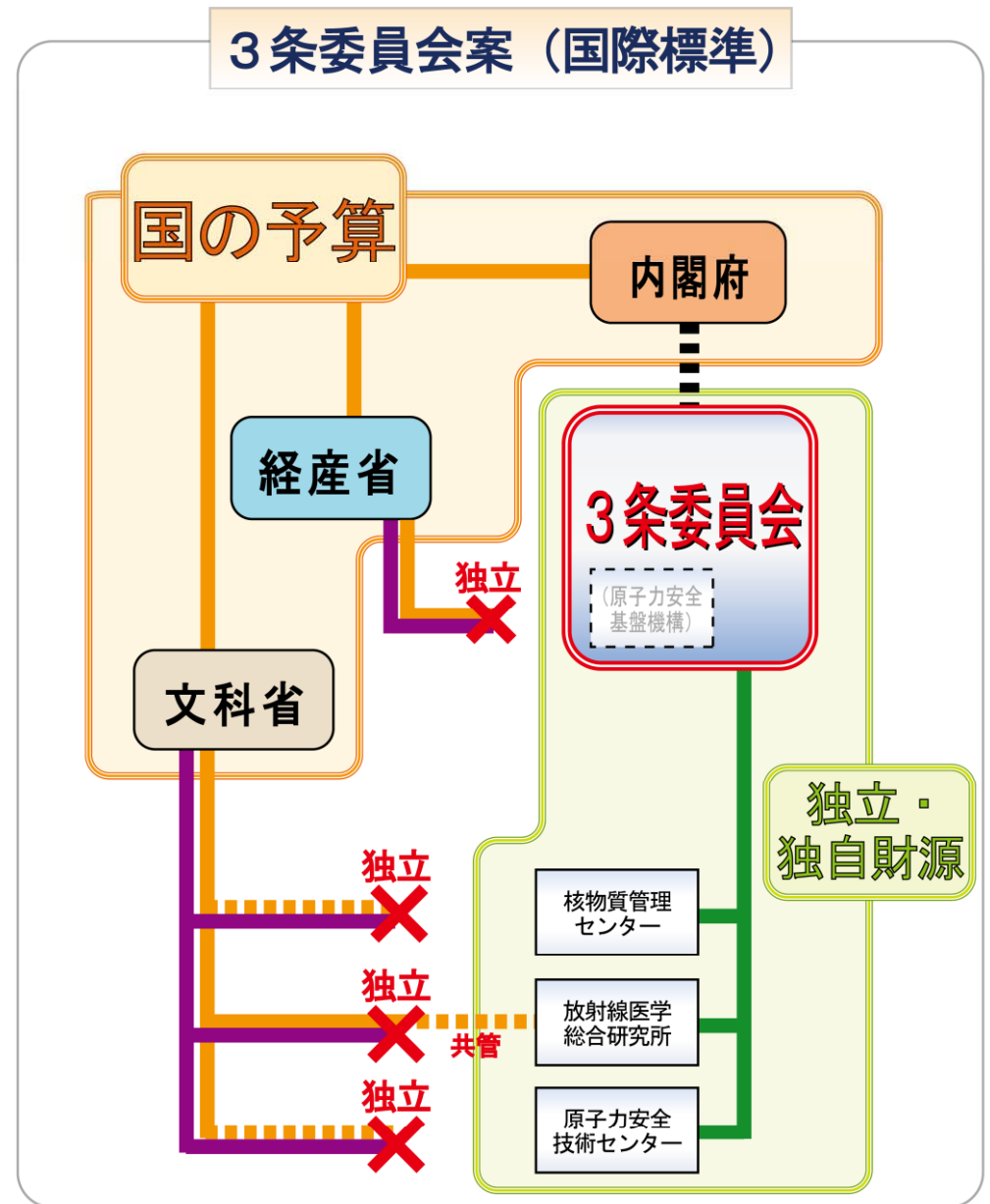
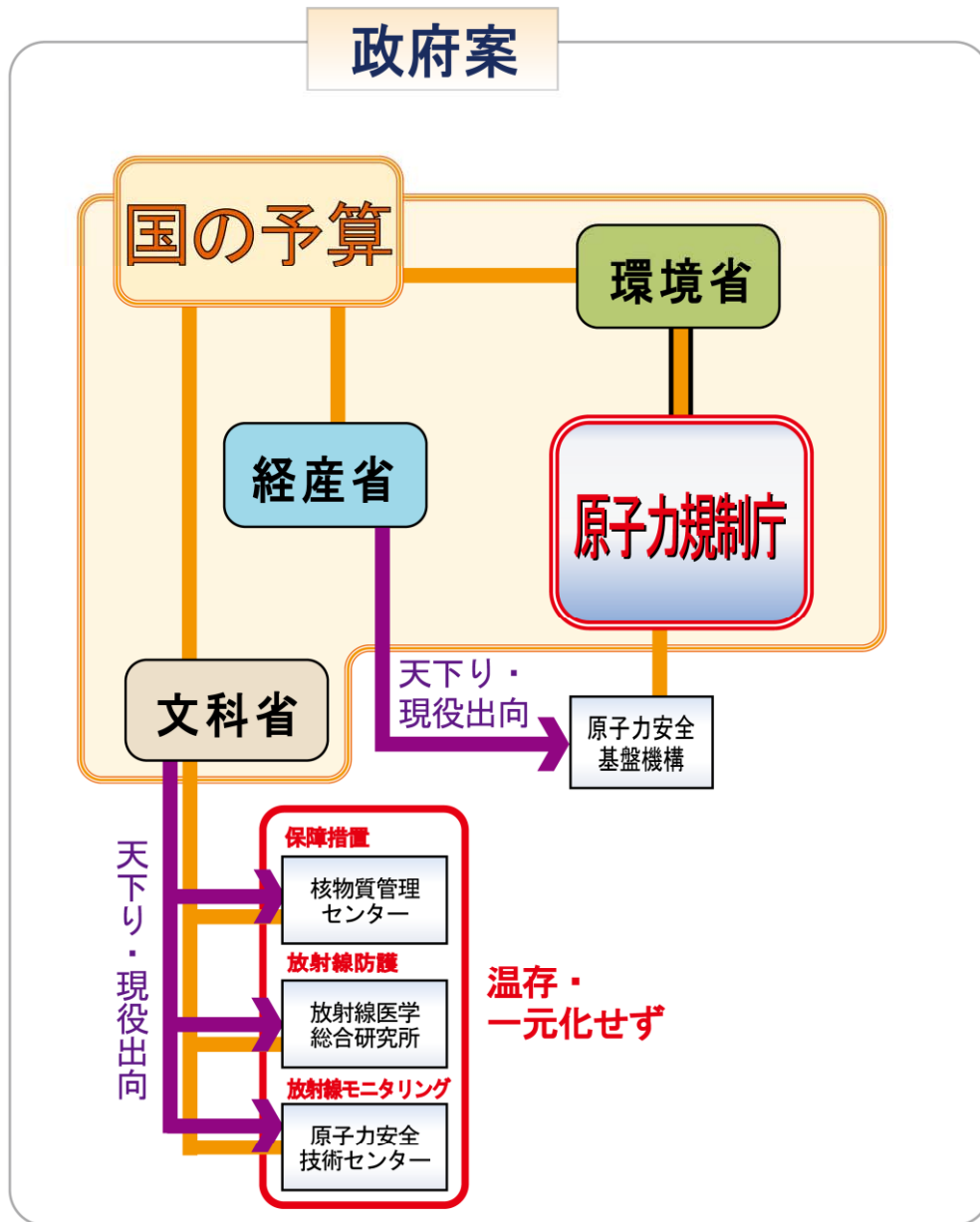
諸外国の原発規制の一元化

国名	米	仏	英	日本	
				政府案	3条委員会案
放射線防護	NRC (原子力規制委員会)	ASN (原子力安全機関)	ONR (原子力規制局)	文科省	3条委員会
核セキュリティ				原子力規制庁 + 文科省 (同位元素)	
オンサイト危機管理				総理 (原災本部長)	
保障措置				文科省	
		EURATOM (欧州原子力共同体)			

原子力規制支援法人への天下り・現役出向

	(独) 原子力安全 基盤機構 ＜経産省＞	(独) 日本原子力 研究開発 機構 ＜文科省＞	(財) 核物質 管理センター ＜文科省＞	(独) 放射線医学 総合研究所 ＜文科省＞	(財) 原子力安全 技術センター ＜文科省＞	五団体計
役員 (常勤・監事含む) 総数に占める 天下り・現役 出向	60% (3人/5人)	46% (5人/11人)	25% (1人/4人)	50% (2人/4人)	50% (2人/4人)	46% (13人/28人)
職員 総数に占める 天下り・現役 出向	42人 /422人 (10%)	24人 /4694人 (0.5%)	4人 /174人 (2.3%)	15人 /478人 (3.1%)	8人 /169人 (4.7%)	93人 /5937人 (1.5%)

財源と天下りの流れ比較



2012年2月2日

原子力組織改革法案等の閣議決定に関する
国会事故調委員長声明

政府は、去る1月31日、原子力組織改革法案及び原子力安全調査委員会設置法案を閣議決定しました。

私が委員長を務める東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）は、法律に基づき、国会に設置された委員会です。その法律によれば、本委員会は、今般の事故を踏まえた「行政組織の在り方の見直し」を含め提言を行うこと」を任務の一つとしております。

本委員会がかかる役割を担い、昨年12月から調査を行っている最中であるにもかかわらず、政府が「組織の在り方」を定めた法案を決定したことは、私には理解できません。

政府の決定の見直し及び国会における責任ある対応を求めます。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

委員長 黒川 清

フランスの場合

ASN (仏原子力安全局 : Agence de sûreté nucléaire) の委員略歴概要
(ASNホームページから抜粋したもの)

1 アンドレ＝クロード・ラコスト 委員長

André-Claude LACOSTE, Président

1941年生まれ。仏国立理工学院 (ポリテクニク), パリ国立鉱山学校卒。ノール・パ・ド・カレ県知事付地方鉱山開発部長。仏産業省において産業安全部長, 産業安全・産業競争担当次長, 産業総局次長, 原子力設置安全局長等を歴任。2002年より原子力安全・放射線防護総局 (ASN の前身) 長。2006年よりASN委員長。

2 ミシェル・ブルギニオン 委員

Michel BOURGUIGNON, Commissaire

1950年生まれ。パリ大学医学部及び自然科学部卒。医学博士 (核医学専門)。生物物理学・核医学教授。仏原子力庁(CEA)において核医学を研究。保健省の放射線防護医学オフィス長等を歴任。2002年より原子力安全・放射線防護総局 (ASN の前身) 次長。2006年よりASN委員。

3 マリ＝ピエール・コンブ＝コメ 委員

Marie-Pierre COMBES-COMETS, Commissaire

1959年生まれ。仏高等師範学校卒 (物理学専攻)。パリ大学卒 (核物理学博士)。仏国立科学研究センターで核物理学を研究 (核プラズマ研究)。2004～2006年に核物理学センター評議員。2006年よりASN委員。

4 ジャン＝ジャック デュモン 委員

Jean-Jacques DUMONT, Commissaire

1946年生まれ。仏国立理工学院 (ポリテクニク), パリ国立鉱山学校卒。オート・ノルマンディ県知事付鉱山担当部長。仏産業省において産業安全副部長, 産業・研究・環境地方局長, 産業戦略局長等を歴任。経済・財政・産業省にて企業総局次長, 鉱山評議会副議長を歴任。2010年よりASN委員。

5 フイリッポ ジャメ 委員

Philippe JAMET, Commissaire

1949年生まれ。鉱業技師。米ミネソタ大学科学修士。仏原子力庁において地下核実験の安全性についての研究を継続。原子力安全・放射線防護研究所(IRSN)にて加圧水式原子炉の安全性評価を担当。IRSNの地方センター長を経て, 2003年よりIRSN副所長。2007年より, IAEA原子力設置安全局長。2010年よりASN委員。

アメリカの場合

米国NRC（原子力規制委員会）の委員の主な略歴

1 グレゴリー・ヤッコ委員長



- (1) 学歴
 - ア コーネル大学から物理学及び哲学の学士号取得。
 - イ ウィスコンシン・マディソン大学から物理学の博士号取得。
- (2) 主な前歴
 - ア ジョージタウン大学の外部教授（科学・政治）。
 - イ エドワード・マーキー下院議員事務所の議会科学学術研究員。
 - ウ ハリー・レイド上院議員の会計長及び科学政策アドバイザー。
- (3) NRC委員（長）就任日及び任期
 - ア 2005年1月21日，委員に就任。任期は2013年6月まで。
 - イ 2009年5月13日，オバマ大統領から委員長に指名された。

2 クリスティーン・スヴィニキ委員



- (1) 学歴等
 - ア 1988年，ミシガン大学から原子力エンジニアリングの学士号取得。
 - イ アメリカ原子力学会所属。同学会の核不拡散特別委員会の委員を2期務めた。
- (2) 主な前歴
 - ア エネルギー省において原子力専門エンジニアとして勤務。
 - イ 10年以上にわたり上院職員として勤務（国家安全保障，科学技術，エネルギー及び環境分野）。
- (3) NRC委員就任日及び任期
 - ア 2008年3月28日，就任。任期は2012年6月30日まで。

3 ジョージ・アポストラキス委員



- (1) 学歴
 - ア 1969年，アテネの国立工科大学から電気工学の学士号取得。
 - イ 1970年，カリフォルニア工科大学からエンジニアリング工学の修士号取得。1973年に同大学からエンジニアリング工学及び応用数学の博士号取得。
- (2) 主な前歴
 - ア 1999年，原子炉の安全性向上に貢献したことからトミー・トンブソン賞を受賞。
 - イ 2005年，アメリカ原子力学会からアーサー・ホリー・コンプトン賞（教育部門）を受賞。
 - ウ MITの原子力科学・工学及びエンジニアリング・システムの教授。

エ NRCの原子炉保障措置に関する規則諮問委員会の前委員長。
オ 2007年、「確率的リスク評価及びリスク・管理の理論と実践」におけるイノベーション」の国立工学アカデミーのメンバーに選出。

(3) NRC委員就任日及び任期
2010年4月23日、就任。任期は2014年6月30日まで。

4 ウィリアム・マグウッド委員

(1) 学歴

ア カーネギー・メロン大学から物理学及び英語の学士号をそれぞれ取得。

イ ピッツバーグ大学から M. F. A. 修士号を取得。

(2) 主な前歴

ア ウェステイニングハウス社で科学者として勤務。

イ Edison Electric Institute において電気公共施設研究及び原子力政策プログラムに従事。

ウ エネルギー省の技術及びプログラム開発の課長補佐として4年間勤務。

エ 同省の原子力エネルギー課長として7年間勤務。

オ 同省では、1998年から2005年まで、2人の大統領及び5人のエネルギー省長官に仕えた。民生用原子力技術プログラムの長としては最長の任期。

カ 同省退職後は、政府及び国際機関に戦略的なアドバイスを提供するアドバンスト・エネルギー・ストラテジーズ社を起業。

(3) NRC委員就任日及び任期

2010年4月1日、就任。2010年6月30日に最初の任期が終了、2015年6月30日までの任期で再任。

5 ウィリアム・オステンドルフ委員

(1) 学歴

ア 海軍大学からシステム・エンジニアリングの学士号取得。

イ テキサス大学及びジョージタウン大学からそれぞれ法学士号取得。

(2) 主な前歴

ア 1976年から海軍に所属。2002年、海軍大佐として退役。

イ 2003年から2007年まで、上院軍事委員会のスタッフ。

ウ 2007年から2009年まで、国家核安全保障局の筆頭次長。

エ 国立アカデミーにおける科学・エンジニアリング・公共政策委員会の委員長及び世界規模の科学技術理事会の理事長。

(3) NRC委員就任日及び任期

2011年7月7日、就任。任期は2016年6月30日まで。第1期目は2010年4月1日から2011年6月30日まで。

【参考】

NRCのウェブサイト（委員の略歴）：

<http://www.nrc.gov/about-nrc/organization/commfuncdesc.html>

